

令和3年9月30日

保護者各位

石垣市立石垣第二中学校
校長 友利 始 夫
(公印省略)

緊急事態宣言解除後（10月1日から）の活動について（お知らせ）

平素より、学校における新型コロナウイルス感染症対策にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

沖縄県に5月23日から発令されている「緊急事態宣言」について、政府は9月30日の期限をもって解除することを決定しました。

陽性者数は減少し緊急事態は脱しましたが、デルタ株により依然として地域内の流行が続いています。また、未成年の家庭内感染による陽性者は全体の3割と高い割合を維持しております。沖縄県は緊急事態宣言解除後の期間を重要とし、「経済活動再開に向けた感染拡大抑止期間」の対策方針を打ち出しました。

石垣市においては、県対処方針を鑑み、みだしの件について、下記のとおりとします。

つきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大防止の取り組みへのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今後の感染状況によっては、本通知に変更があることをご了承ください。

記

1. 実施期間 令和3年10月1日（金）～10月31日（日）

2. 学校関連

感染拡大防止対策を徹底しながら教育活動を継続します。

① 授業（給食含む。）⇒通常どおりとします。

※「学校の新しい生活様式」2021.4.28Ver6を参考

②部活動等

感染の予防・衛生管理の徹底等、最大限の取り組みを行うことを条件として、学校長の許可の下、活動を可とします。

- (1) 生徒のみでの活動ではなく、指導者がしっかりと児童生徒の様子を観察し、異変があれば適切に対応できるようにすること。(参加者記録や健康観察等)
- (2) 活動前後に、児童生徒同士及び父母会等の集団で食事をすることを控えるようにすること。
- (3) 発熱等の風邪症状がある場合には、児童生徒及び指導者等も活動に参加しないようにすること。
- (4) 同居の家族に風邪の症状がみられる場合も活動に参加しないようにすること。
- (5) 平日90分以内、土日休日は2時間以内、練習試合は可とし、早朝練習及び合宿は不可とする。終了時間厳守及び時間外活動等はしないこと。
(「自主練習」と称した集団での活動時間外活動は自粛すること。)

※地域のスポーツクラブ等に通う生徒については、所属する団体のガイドラインに則り感染症対策を行ってください。

③ 大会等派遣 ⇒大会の主催者が開催を決定した場合、以下の条件付きで派遣を認めます。

○条件

- ・体調等がすぐれない者の派遣は認めない。
 - ・派遣期間中の行動を厳重に管理すること。（原則、団体行動のうえ、開催会場以外の場所に極力立ち入らないこと。）
 - ・会話は極力控え、ミーティングなどはできるだけ屋外で行うこと。
 - ・宿泊施設での対策（食事や移動時）等の感染予防対策を徹底すること。
 - ・派遣期間中の検温の他、発熱（37.0-37.5度の間で総合的に判断）以外にも、味覚嗅覚異常、咳漱、咽頭痛、頭痛、強い倦怠感などのチェックも行うこと。
 - ・万が一の発熱や体調不良等の緊急時対応計画の作成、帰島後に派遣の行動履歴及び健康観察表等を学校長に提出すること。
 - ・帰島後は高齢者（65歳以上を目安）や基礎疾患を有する人との接触を避けること。どうしても接触が必要な場合には、症状がない前提で両者ともマスクを装着し、1.5-2mの距離をとって会話する。（2週間程度）
- ※「派遣不参加」した者が不利益をうけないよう、不参加を決めやすい環境づくりや配慮をお願いします。

④ 学校施設（体育館等）⇒外部者の施設利用を20時まで可とします。

3. その他取扱い

- (1) 児童生徒等に発熱等の風邪症状がみられるときや、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられるときは登校を控えるようにしてください。（出席停止扱い）
また、登校時や登校後に風邪症状がみられた場合にも同様の取扱いとし、安全に帰宅させますので、症状がなくなるまで自宅で休養させてください。
（出席停止は欠席ではありません）
- (2) 家庭内に濃厚接触者（親兄弟等）がいる場合、その児童生徒は、出席停止とします。ただし、当該濃厚接触者が検査で「陰性」と判定されたときは、登校が可能となります。
（出席停止は欠席ではありません）
- (3) 郡外に移動した場合
児童生徒及び学校関係者
旅行前に在籍校へ旅行届を提出してください。また、帰島後2週間、健康観察と同居者以外との会食等を控えるようお願いいたします。

※質問や確認等は、学校へお問い合わせください。